

住居確保給付金（家賃補助）のしおり

～沖縄市にお住まいの方～

離職等、自営業の廃止又はやむを得ない休業等により
収入が減少し、住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

※厚生労働省により、令和5年4月から、支給対象者や支給要件等が変更されました

※情報は随時更新されます。 くわしくは厚労省のホームページを御覧ください。

沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
(令和5年4月1日改定)

沖縄市

住居確保給付金とは

離職・廃業（以下「離職等」といいます。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「休業等」といいます。）により、離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮する方であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居費を支給するとともに、沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターの就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

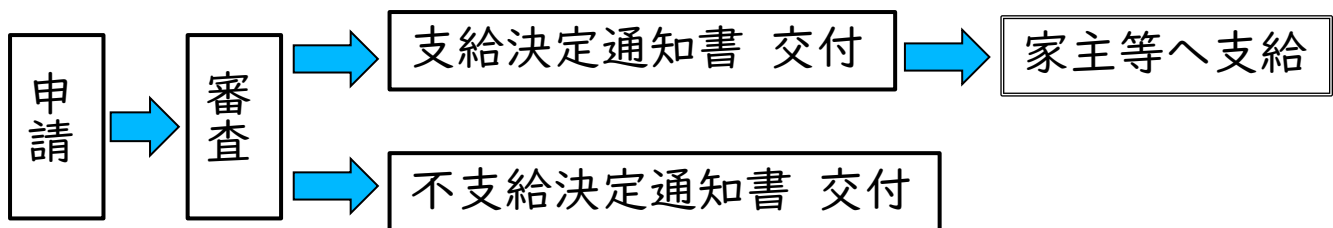
※家賃額及び支給額の上限（下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給）

32,000円（単身世帯） 38,000円（2人世帯） 41,000円（3人～5人世帯）

45,000円（6人世帯） 49,000円（7人世帯以上）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長及び再延長が可能）

支給方法：家主等へ代理納付



住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又は休業等により経済的に困窮し住居喪失者または住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内、又は休業等により収入が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある。

※当該期間に、疾病、負傷、育児その他沖縄市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合（以下「やむを得ない事情のある場合」といいます。）は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とします。

- ③ 離職又は休業等の前に、主たる生計維持者であった。(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である。
※(収入には、年金や失業給付等を含む)

世帯人数	基準額		収入基準額(万円)
1人	7.8万円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	11万円
2人	11.5万円		15.3万円
3人	14万円		18.1万円
4人	17.5万円		21.6万円
5人	20.9万円		25万円
6人	24.2万円		28.7万円
7人	27.5万円		32.4万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人以上	100万円

- ⑥ 公共職業安定所(ハローワーク)に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、休業等により収入が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある事業を行う個人であって自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると沖縄市が認める場合は、当該取組(以下「自立に向けた活動」といいます。)を行うことをもって、当該求職活動に代えることができます。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所や沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターの利用、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。（自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先からの助言等を受けて作成した「自立に向けた活動計画」による取組を行ってください。）

就職活動を怠る方については、支給を中止することがあります。

① 公共職業安定所の職業相談

毎月2回以上

「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受け、担当者から相談日、担当者名、支援内容等について記入及び安定所確認印を受けてください。

② 沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターでの面接

毎月4回以上

沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターで、求職活動の進捗状況の報告や生活上の相談をしてください。

③ 求人先への応募など

週1回以上

沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターで、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に、求人先に対し行った求職活動（応募や面接、問い合わせなど）の活動内容を記入し、報告してください。

④ 常用就職の届出

支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めのない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）をした場合は、「常用就職届」を沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターへ提出してください。

※ 休業等で収入が減少している場合②の活動を行うとともに給与や収入を得る機会を増加させる為の活動、又は自立に向けた活動を行う場合は経営相談先の指導助言等のもと「自立に向けた活動計画」を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うとともに、原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

(要件)

- ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動、又は自立に向けた活動を行っていたこと
- ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること 等

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、世帯の収入と預貯金が分かる書類等を準備し沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターへご相談ください。

再延長を希望する場合も同様です。

※自立に向けた活動を行う申請者が再延長申請を行う場合は公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う必要があります。（求職活動に代えて「自立に向けた活動を行うこと」による住居確保給付金の受給は6か月間までしか認められません。）

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターに申請書を提出する必要があるしますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類を準備して、沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターへご提出ください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した方（大家からの要請の場合、沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。

- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁固刑以上の刑に処された場合は 支給を中止します。
- ◆ 生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金を中断する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、「住居確保給付金中断届」を沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターに提出する事により、支給を中断する事ができます。
- ◆ 中断期間中は、原則として毎月1回、面談、電話、電子メール等により体調、生活状況、求職活動を再開する意思等の報告をする必要があります。
- ◆ 求職活動の再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンターへ提出してください。
- ◆ 支給期間は、中断前と再開後を合わせて通算9か月までとなります。

住居確保給付金の再支給について

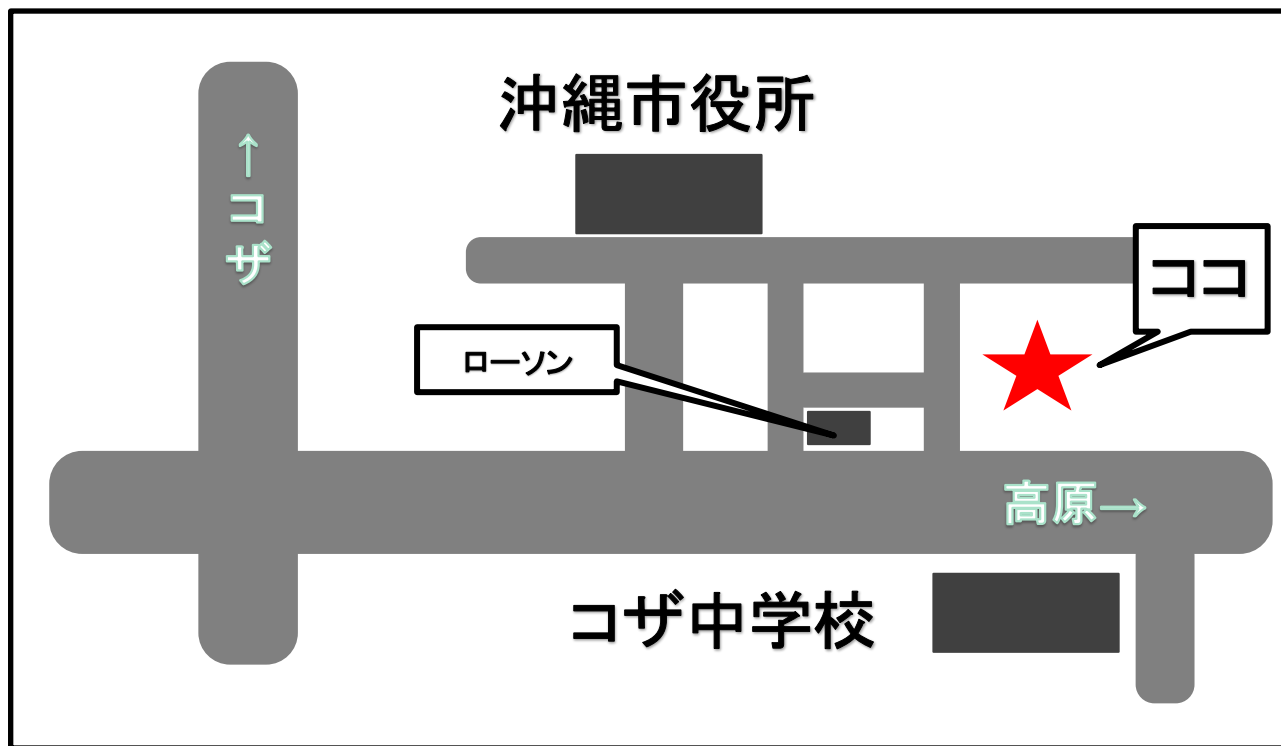
- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、従前の住居確保給付金の支給終了後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している（常用就職又は給与その他業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限られる）場合に限り、再支給を受ける事ができます。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新の無いことに合意していた場合は事業主の都合による離職には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について沖縄市が徴収するとともに以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

面談を含む相談全般はご予約の方が優先となっております。
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。
何か分からない事がございましたら、まずは下記までお問い合わせ
ください。



相談・申請窓口(問い合わせ先)

沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

沖縄県沖縄市仲宗根町35-3 1階

TEL:098-923-3624 FAX:098-923-3625

開所時間:月~金曜日8:30~17:15 受付時間:9:00~16:00

(土日祝祭日、年末年始を除く)

所管課:沖縄市役所 健康福祉部 保護管理課

TEL:098-939-7592 FAX:098-934-0707

メモ